職員の処分について

令和5年(2023年)5月24日付で下記のとおり処分を行いました。

記

- 1 処分対象者及び処分の種類・程度 (当事者)
 - 環境部家庭ごみ事業課技能主任(技能職員・男性・55歳) 戒告
- 2 処分事由等

休暇の連絡に関し、所属長から再三にわたる注意・指導を受けたにもかかわらず、2日間欠勤、文書による指導後も1日欠勤し、令和4年度中に付与された年次有給休暇をすべて取得後、さらに勤務すべき日のうち6時間45分を欠勤したことについて、下記に該当するため。

・地方公務員法第29条(懲戒)

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

第1号「この法律…に違反した場合」

第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」

- 3 違反法令
 - ・地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務) 「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の 規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上 の命令に忠実に従わなければならない。」
 - ・地方公務員法第35条(職務に専念する義務)

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間 及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公 共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」